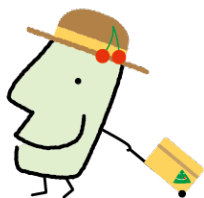


# PRESS RELEASE



山形県観光文化スポーツ部  
博物館・文化財活用課  
〒990-8570 山形市松波 2-8-1

令和6年1月19日

県政記者クラブ報道機関 各位

## 登録無形民俗文化財の新登録について

文化庁から、国の文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和6年1月19日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、県内の新たな登録について、文部科学大臣へ答申された旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、答申のあった文化財は、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録し、官報で告示することにより効力が発生します。（文化財保護法第90条の5）

※ 無形民俗文化財の登録制度は、令和3年6月14日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律で新設されたもので、今回の登録が本県では初の登録となります。

- 1 登録の答申を受ける予定の山形県内の登録無形民俗文化財  
庄内の笹巻製造技術（別紙のとおり）

- 2 今回の答申（予定）件数等【登録無形民俗文化財のみ】

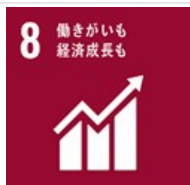
	現在登録件数	今回答申件数 （新登録）	合計（現在登録件数と答申 件数との合計）
山形県	0	1	1
全国	4	2	6

- 3 その他

<詳細及び写真に関する照会先>

鶴岡市 企画部 食文化創造都市推進課 TEL：0235-25-2111（代）

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS



### 【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課  
課長補佐（文化財保存担当） 森谷  
TEL：023-630-2881  
FAX：023-624-9908  
報道監 観光文化スポーツ部次長 丸子